

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第六章 各派農民組織の動向

第一節 日農合同大会の開催

四九年一二月三日主体性派日農は全国会議をひらき運動方針を討議し、とくに黒田系正統派同志会、全農、その他との統一方針について協議したが、五〇年一月一四日東京教育会館において日農合同大会を開催した。主体性派、黒田派および地方単独組合代議員二七二名参集し、第三回大会以来訣別していた黒田、野溝両氏の握手について運動方針組織規約等を審議決定した(大会で決定せる運動目標については後掲方針を参照)。

一五日は土地、税金等日常闘争具体化の方針を討議し、ついで戦線統一について次の通り決定を見た。

戦線統一については共産党の機械的指導をうけている地方組織の参加を拒否し、組合の自主性を確保し、農青連その他にも共同戦線を呼びかけること。

次に組織と役員については、中執委員長は置かず、黒田、野溝両氏を最高委員とし、中執委員二五名(内主体性派一六、黒田派八、単独組合一)を決定した。

一九五〇年度日農(主体性派)運動方針

(一) 農業情勢(略)

(二) 農民の状態とその要求

税金、供出の重圧、シェーレの拡大、過剰人口の圧迫によって農家経済は破綻し、農民分解は進行しつつある。大地主は土地を手放しつつも一方では商工資本と結び、地方金融機関、配給機構、農協組などによって新たな支配を確立しつつあり、また山林所有をバックにし地方権力と結びついている。中小地主は土地取上げその他によって自作化し、一般的に旧地主勢力はその勢力を温存している。独占資本の収奪政策によって一―二町歩の専業農家は窮乏し、分解と没落がすすんでいる。一町以下の零細農家の貧困は極度に達し肥料農具の配給辞退がおこっている。これらの農民全体が要求していることは次の諸点である。

(1)税制の合理化による税負担の軽減。(2)ひき合う米価農産物価格の安定、(3)合理的な供出、飯米の確保。(4)農地改革の徹底山林原野未墾地の開放。(5)土地改良費の増額、災害復旧災害予防の強化。(6)資材配給の円滑化。(7)低利による長期営農資金の供給。(8)営業の機会の拡大。

(三) 当面の任務

(1)独占資本の収奪政策に対する全的な反撃闘争。(2)農業生産力の増進と経営改革のための諸要求の貫徹。(3)農村内における保守的ファッショ的勢力との闘争。(4)農民組織の強化と広汎な共同闘争の再開、労農提携の強化。

(四) 運動の目標

1、収奪政策に対する闘争

(1)農民課税の合理化及び税率のひき下げ。(2)供出制度の合理化、追加供出を強制する食確政令反対、食糧事務所その他政府出先機関の民主化。(3)生産費をつぐなう米価の決定農産物価格の安定。(4)農家保有米の確保、転落農家の飯米確保(5)肥料価格の値上げ反対。(6)缺状価格差の是正、肥料、農機具、衣料等の値上りを米価に見込み、追払い制度を効率化せよ。(7)国内産食糧の需給計画による食糧輸入の制限、自主的関税制度と価格調整、国内価格の国際水準への釣上げ。(8)芋、雑穀統制は十分な整備と作付転換を補償して漸進的に廃止すること。(9)主食は農家供出分の買上げ継続、食確法による収奪的供出反対、価格安定、買上げによる保護制度の確立。(10)ドッジ・プランの修正、新農業保護制度の確立。

2、農業近代化のための闘争と要求

(1)小作料、地租の引上げ反対。(2)農地改革の徹底、農耕地に適する山林、原野、未墾地の解放促進、ヤミ小作料、特殊な小作契約の一扫、農民組合による小作料の一括納入、団体契約の促進。(3)農地委員会の強化、耕地の交換分合、集団化の促進、農地委員会の強化による耕地の移動統制、耕作権の確保、一筆調査の完成。(4)国庫負担による土地改良の促進、土地改良費の増額、災害復旧および同予防費の増額。(5)低利の長期営農資金の導入、ヤミ金融、高利貸を一扫して、系統農協組による農業金融の円滑化。(6)新しい機械、機具及び技術の導入、これに対する国家の援助技術指導体系の刷新と民主化、その施設の拡充及び農民による利用の機会をふやせ。(7)経営協同化のための特別融資制度を確立せよ。(8)農業協同組合の民主化、農協組による生産協同化運動の推進。(9)農村工業の振興、輸出農産物の増産と輸出ルート確保。(10)一般産業農村工業を振興して、農村の失業者、過剰人口を吸収し、農業に対する人口圧力を排除せよ。

3、農村民主化のための闘争

(1)一切の保守勢力とのたたかい、不正摘発。(2)地方自治体、農協、水利森林組合、農地委等の民主化。(3)地方官庁の不当な農民支配排除。(4)農村生活慣行の刷新合理化。(5)住宅食生活の改善。(6)農村婦人の解放。(7)青年二三男問題解決。(8)教育文化活動の積極化。(9)農村医療の社会化、産制運動の普及。(10)強制寄附の廃止。

(五)いかに問うか

1、組織

(1)下からの結合の強化により組織を確立。(2)反吉田内閣の戦線統一。(3)労農提携民主的政党との協力。(4)独占資本保守勢力との闘争を打倒吉田内閣闘争に集約する。(5)組合最下部における日常組合活動の重視。全国的耕作農民組織の確立。

2、町村支部と部落班の活動を強化し組合活動の基礎とする経営改革にむすびついた要求を広く組織し、また組合員教育を徹底する。

3、農業改革を推進するため進歩的な農業技術者と提携、新技術の導入、経営改善等に努力する。

4、組合費の納入、財政の確立。

5、友誼団体との共闘、政党労組との提携。

6、組合の政治活動における自主性と主体性の確保。

7、日農出身の各級議会議員、農地委農調委その他機関の委員は組合の方針と決定を尊重し、農民の要求貫徹のため闘うこと。(以上)

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
